

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について（通知）

今般、災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部が別添のとおり改正され、平成27年4月1日から適用されることとなったところである。改正の概要は、下記第1のとおりであるので、了知の上、救助の実施に遺漏なきよう期されたい。

法による救助は、応急的に必要な範囲内において行われるものであり、その通常想定される範囲を本基準により一般基準として定めているところである。災害の規模や状況により、一般基準により難しい場合は、内閣府と協議し、特別基準を設けることが可能であるが、協議に当たっては、都道府県と市町村の間において、よく相談を行い、応急救助として、真に必要なものであるか適切に判断されたい。

また、都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任については、これまでも災害救助事務取扱要領等で周知しているところであるが、平成27年1月30日に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたことを踏まえ、下記第2のとおり周知することとしたので、留意の上、平時からの取組の一層の促進を図られたい。

記

第1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正について

1 基準改正の趣旨

災害救助法による救助は現物給付によるものであり、物価変動を適切に反映させる必要があるため、基準額の設定に当たり、消費者物価指数等の推移により、所要の改正を行うものである。

2 基準改正の概要

(1) 避難所の設置（第2条第1号ハ関係）

310円/人 → 320円/人（+10円）

(2) 応急仮設住宅の設置 (第2条第2号ロ関係)

2,530,000円/戸 → 2,621,000円/戸 (+91,000円)

(3) 炊出しその他による食品の給与 (第3条第1号ハ関係)

1,040円/日・人 → 1,080円/日・人 (+40円)

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (第4条第3号イ、ロ関係)

(1人世帯の場合)

全壊等 (夏季) 17,800円/世帯 → 18,300円/世帯 (+ 500円)

全壊等 (冬季) 29,400円/世帯 → 30,200円/世帯 (+ 800円)

半壊等 (夏季) 5,800円/世帯 → 6,000円/世帯 (+ 200円)

半壊等 (冬季) 9,400円/世帯 → 9,700円/世帯 (+ 300円)

(2人世帯の場合)

全壊等 (夏季) 22,900円/世帯 → 23,500円/世帯 (+ 600円)

全壊等 (冬季) 38,100円/世帯 → 39,200円/世帯 (+1,100円)

半壊等 (夏季) 7,800円/世帯 → 8,000円/世帯 (+ 200円)

半壊等 (冬季) 12,300円/世帯 → 12,600円/世帯 (+ 300円)

(3人世帯の場合)

全壊等 (夏季) 33,700円/世帯 → 34,600円/世帯 (+ 900円)

全壊等 (冬季) 53,100円/世帯 → 54,600円/世帯 (+1,500円)

半壊等 (夏季) 11,700円/世帯 → 12,000円/世帯 (+ 300円)

半壊等 (冬季) 17,400円/世帯 → 17,900円/世帯 (+ 500円)

(4人世帯の場合)

全壊等 (夏季) 40,400円/世帯 → 41,500円/世帯 (+1,100円)

全壊等 (冬季) 62,100円/世帯 → 63,800円/世帯 (+1,700円)

半壊等 (夏季) 14,200円/世帯 → 14,600円/世帯 (+ 400円)

半壊等 (冬季) 20,600円/世帯 → 21,200円/世帯 (+ 600円)

(5人世帯の場合)

全壊等 (夏季) 51,200円/世帯 → 52,600円/世帯 (+1,400円)

全壊等 (冬季) 78,100円/世帯 → 80,300円/世帯 (+2,200円)

半壊等 (夏季) 18,000円/世帯 → 18,500円/世帯 (+ 500円)

半壊等 (冬季) 26,100円/世帯 → 26,800円/世帯 (+ 700円)

(世帯員数が6人以上の場合 一人当たり加算額)

全壊等 (夏季) 7,500円/世帯 → 7,700円/世帯 (+ 200円)

全壊等 (冬季) 10,700円/世帯 → 11,000円/世帯 (+ 300円)

半壊等 (夏季) 2,500円/世帯 → 2,600円/世帯 (+ 100円)

半壊等 (冬季) 3,400円/世帯 → 3,500円/世帯 (+ 100円)

(5) 住宅の応急修理 (第7条第2号関係)

547,000円/世帯 → 567,000円/世帯 (+20,000円)

(6) 学用品の給与（第9条第3号ロ関係）

小学生 4,100 円／人 → 4,200 円／人（+100 円）

中学生 4,400 円／人 → 4,500 円／人（+100 円）

高校生 4,800 円／人 → 4,900 円／人（+100 円）

(7) 埋葬（第10条第3号関係）

大人 206,000 円／人 → 208,700 円／人（+2,700 円）

小人 164,800 円／人 → 167,000 円／人（+2,200 円）

(8) 死体の一時保存（第11条第2号ニ（2）関係）

5,200 円／体 → 5,300 円／体（+100 円）

(9) 障害物の除去（第12条第2号）

133,900 円／世帯 → 134,300 円／世帯（+400 円）

3 適用日

平成27年4月1日

第2 都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について

災害救助法（平成22年法律第118号。以下「法」という。）による救助は、法第2条に基づき、都道府県が実施するものである。一方で、法の適用後における速やかな救助の実施のため、法第13条第1項で「都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる」と定めているところである。

災害発生時においては、被災状況を迅速かつ適確に把握し、被災者に対し迅速に被災状況に応じた必要な応急救助を行う必要があるが、そのためには、基礎自治体である市町村が対応することが有効であるケースも想定されることから、都道府県においては、法による救助の実施に関する事務委任を積極的に活用されたい。

災害の規模や状況は千差万別であり、必要とされる救助の内容や程度も災害ごとでまちまちであるため、救助の委任は、発災後の状況を踏まえて必要に応じて行うこととなるものであるが、都道府県と市町村の間で、平時より救助の実施に当たり必要となる施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、どの程度の災害が発生した場合にどのように役割を分担するかなどについて、よく相談を行い、災害発生時の迅速な対応を可能とする体制を予め構築しておくことが重要である。また、事前に事務委任に関する手続き・様式等について定めておくことも有効である。

なお、本件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、技術的助言として通知するものである。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)

〔平成27年1月30日
閣議決定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【内閣府】**（1）災害救助法（昭22法118）**

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。